

2016年2月17日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ブ リ ジ ス ト ン
本 店 所 在 地	東 京 都 中 央 区 京 橋 三 丁 目 1 番 1 号
代 表 者	代 表 取 締 役 C E O 兼 取 締 役 会 長 津 谷 正 明
上 場 取 引 所	東 京 ・ 名 古 屋 (各 一 部) 及 び 福 岡
コ ー ド 番 号	5 1 0 8
問 い 合 わ せ 先	責 任 者 役 職 名 広 報 部 長 氏 名 中 村 賢 史 電 話 番 号 (0 3) 6 8 3 6 - 3 3 3 3

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年2月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2016年3月24日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 企業理念の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」、「業界において全てに『断トツ』」に向けて経営改革を進める当社グループにとって、最適なガバナンス体制の構築は最優先課題の一つであり、経営の質の向上と意思決定の透明化を継続的に図ることは絶対的に不可欠であると考えております。このガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップをともに実現して行く為、当社は指名委員会等設置会社へと移行し、経営と執行の効率と効果の両面での進化を目指して参りたいと存じます。

このため、各委員会及び執行役の規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除等所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第32条）については、各監査役の同意を得ています。

- (2) 2015（平成27）年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更されたことに伴い、規定を変更するものであります（定款変更案第26条）。なお、本規定の変更については、各監査役の同意を得ています。

(3) 条数の繰上げ及びその他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年3月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2016年3月24日（予定）

以上

【別紙】

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） 会計監査人	（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> （3） <u>執行役</u> （4） 会計監査人
第5条～第20条（条文省略）	第5条～第20条（現行どおり）
（ <u>代表取締役、取締役会長、CEO およびCOO</u> ） 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 <u>3</u> 当社は、取締役会の決議により、 <u>当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEO およ</u>	（取締役会長） 第21条 （第1項削除） 当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 （第3項削除）

<p><u>び COO を選定することができる。</u></p>	
<p>第 2 2 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 2 4 条～第 2 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 4 条～第 2 5 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 2 6 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 2 7 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1, 0 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 2 6 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1, 0 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 指名委員会等</p> <p>(各委員の選定方法)</p> <p>第 2 7 条 当会社の指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選</p>

	<u>定する。</u>
(新設)	<u>(各委員会規程)</u> 第28条 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。
(新設) (新設)	第6章 執行役 <u>(執行役の選任)</u> 第29条 当社の執行役は、取締役会の決議により選任する。
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> 第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	<u>(代表執行役、CEO および COO 等)</u> 第31条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、CEO および COO を選定することができる。 3 前項に定めるほか、当社は、取締役会の決議により、役付の執行役を選定することができる。
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。
(新設)	<u>(執行役規程)</u> 第33条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締

	<u>役会において定める執行役規程による。</u>
<p>第5章 執行役員 (執行役員)</p> <p>第28条 当社は、第21条第3項に基づいて選定される <u>CEO および COO</u> のほか、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。<u>取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに専務、常務その他の役位を付与することができる。</u></p>	<p>第7章 執行役員 (執行役員)</p> <p>第34条 当社は、<u>執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、執行役員(役付の執行役員を含む。)</u>を置くことができる。</p>
<p>第6章 監査役および監査役会 (監査役の定員および選任)</p> <p>第29条 当社の監査役は、6名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p>	<p>第8章 計算</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p>

<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第97回定時株主総会終結前までに在任していた監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>
----------------------	---